

川崎市病院局人材育成推進連絡会設置要綱

〔平成24年3月30日〕
23川病総庶第1964号

(目的及び設置)

第1条 病院局人材育成計画(平成24年3月29日23川病総庶第1949号。以下「育成計画」という。)に基づき、病院局職員の人材育成を推進するため、病院局人材育成推進連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 連絡会は、病院局早朝管理職会議の構成員をもって組織し、会長及び副会長を置く。

2 会長は、病院局長をもって充てる。

3 副会長は、病院局総務部長をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 育成計画の実施に関すること。

(2) 育成計画の推進状況の検証に関すること。

(3) 育成計画の新規計画の策定に関すること。

(4) 前3号に掲げる事項のほか、会長が必要と認める事項

(会議)

第4条 連絡会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 連絡会の議事は、会長、副会長及び出席構成員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(作業部会等)

第5条 連絡会は、人材育成の推進において必要があると認めるときは、作業部会等を設置することができる。

2 作業部会等は会長が指名する者で構成する。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、総務部庶務課庶務人事係で処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。